

## 「安平町総合計画 後期基本計画（案）」意見募集（パブリックコメント）の結果について

安平町総合計画 後期基本計画（案）について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。意見募集をした結果について、下記のとおり取りまとめましたので公表します。

1. 募集期間 平成24年12月3日（月）～平成24年12月27日（木）
2. 意見提出 4人 9件
3. 公表方法 町ホームページ、広報あびら2月号、安平町役場（早来庁舎：企画財政課、追分庁舎：住民総合相談室）
4. 意見概要と町の回答など  
（提出いただきましたご意見については、内容を割愛し概要を掲載しています。）

	意見の概要	町の回答（※は、関連する主要施策）
①	<p>■学校教育の充実に関すること。</p> <p>主要施策として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆基礎学力の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、生徒が日常生活の中で、学習時間を増やすなど、学習に取り組む機会や場を多くし進んで学習できるようにする。また、家庭において計画的に予習や復習ができる環境を工夫する。</li> <li>・「読み、書き、計算」やこれまで学んだ基礎を繰り返し指導する。教材の工夫、授業時数の増加など子どもの側に立った指導の工夫指導を図るようにする。</li> <li>・子どもの学力、学習状況について理解を含め課題を把握し、学力向上や日常生活の充実につながるよう、それぞれの役割を十分に発揮できるようにする。</li> </ul> </li> <li>◆教育相談体制の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会は、いじめなど学校の問題発生に正面から向き合い、危機管理チームを設け、迅速に対応する。</li> <li>・いじめ実態調査を定期的に実施し公表する。</li> <li>・いじめの定義を明確にし調査方法に関するガイドラインを策定する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>町では文部科学省が定める新学習指導要領により、次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力（知・徳・体のバランスの取れた力）」を育むという基本理念のもと、知識や技能の習得のほか、思考力・判断力・表現力などの育成を重視していくこととしているとともに、「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、各家庭や地域など社会全体で進めていくことが重要であることから、その体制や仕組みの強化に向けた取り組みを推進していくこととしています。</p> <p>また、学力の向上については、学校改善推進委員会を中心に課題の実態把握や検証をしながら、教育課程の内外で学社融合事業を進めながら、生きる力、学力の向上に努めていくこととしています。</p> <p>今年度はモデル事業として「読む、書く、計算する」といった基礎の定着と生徒個々の克服を目指した長期休暇中（夏・冬）の学力向上事業を学生ボランティアと連携しながら実施しています。</p> <p>つぎに、教育相談体制に関してですが、いじめや不登校等については、これまで同様に問題行動の早期発見と未然防止に努めていくとともに、毎年度、「いじめ実態調査」を行っていますが、問題解決に向けて課題を残す実態もあることから慎重を期して公表は差し控え、未然防止、対応策の徹底に重点を置く考えです。</p> <p>また、町内の中学校には「心の教室相談員」を配置、小学校には必要に応じて「いじめカウンセラー」を派遣していますが、教職員個々の相談能力向上のための研修を充実することで、児童生徒に関わる相談員等の職員に気軽に相談し悩みや不安の解消をして、信頼関係を構築する体制整備を図っていきます。</p> <p>ご意見のありました危機管理チームについては、教育委員会の学校教育グループが担うこととなりますが、万全の体制で迅速かつ誠実に対応していきます。</p> <p>また、文部科学省では「いじめの定義」のほか、平成24年9月には「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」を策定していますので、国の取組方針に沿いながら、教育相談体制に関して取り組んでいきます。</p> <p>※第3章 第1節 2 (2) 学校教育の充実 ①③P83</p>
②	<p>■「しつけ」に関すること。</p> <p>「しつけ」は、基本的習慣として人間のあらゆる態度や行動の基礎となるものであり子どもの個性を尊重しながら幼児期から一貫して継続的に指導しなければならない。しかし、家庭の現状や地域を含めた社会状況の変化は、必ずしも子どもの望ましい「しつけ」の指導に有効かつ適切に働いているとはいえない。</p>	<p>町では、生涯学習社会の実現に向けた安平町生涯学習計画を策定しています。</p> <p>これまで多くの保護者が集まる機会に家庭教育支援講座などを開設したり、将来的に親になるであろう中学生から思春期の子どもを持つ保護者まで各対象に応じた学習機会の提供を行っています。</p> <p>また、読み聞かせ等をおして愛情豊かな親子関係を築くための「ブックスタート事業」の継続実施のほか、学社融合事業の取組みや生涯学習フェスティバルをはじめとした生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供を行っています。</p> <p>今後も、安平町生涯学習計画に基づきながら家庭教育、そして生涯学習の取り組みを推進していきます。</p> <p>※第1章 第2節 1 (2) 母子福祉事業の充実 ③P22</p>

<p>主要施策として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「しつけ」は、独り立ちの手助け</li> <li>・「しつけ」は子どもの発達や個性に合わせて</li> <li>・子どもの人格を尊重して</li> <li>・我が家の「しつけ」をつくる</li> </ul>	<p>第3章 第1節 2 (1) 就学前教育の充実 ②P83  第3章 第2節 1 (1) 生涯学習活動の推進 ①②P89、⑧91</p>
<p>③ ■まちづくり基本条例への総合計画の位置づけに関する事  及び、総合計画策定手続きの住民参加に関する事。</p> <p>町総合計画を実現するために、まちづくり基本条例に町総合計画を位置づけ、財務などと連動させる定めを置くことによって、町総合計画の実効性を高めることができると考える。</p> <p>また、町総合計画の策定手続きに住民参加を位置づけることで町総合計画の正当性を確保することができる</p>	<p>現在、制定へ向け検討しているまちづくり基本条例の中で、町総合計画の策定、そして総合計画に基づく財政計画の策定等についての位置づけを検討しているとともに、町民参加の推進として参画機会の保障と広聴制度、パブリックコメント等についての位置付けも検討しています。</p> <p>また、これまでも総合計画と連動した中期財政計画を策定し、安平町の将来にわたる財政運営の健全化に取り組んでいます。後期基本計画の策定とあわせて、第2期中期財政計画を策定するよう進めています。</p> <p>※第4章 第1節 2 (2) 意見表明機会の拡充 ④P100  第4章 第1節 2 (3) 住民参画の制度化の推進 ①P100  第4章 第2節 1 (1) 町民との協働のまちづくりの推進 ③P105  第4章 第2節 1 (8) 財政運営の健全化 ①P108</p>
<p>④ ■「まちづくり」を進めるための組織設立に関する事。</p> <p>行政、農業及び中小企業関係団体、町民が農業や中小企業振興を通じたまちづくりの振興方策について協議、協働する場として「安平町農業・中小企業振興協議会」の設立設置を望む。</p>	<p>現在、町内の中小企業振興策として、中小企業融資制度による支援に加え、中小企業支援ネットワーク強化事業に支援機関として参加し相談窓口を開設、(公財)道央産業振興財団等の支援や協力により地場産品を活用した新商品の開発などに努めています。</p> <p>更に町内の金融機関も会員となっている安平町誘致企業会において町内各企業の情報交換や研修会の開催、そして教育委員会と連携し地元高校卒業予定者の採用要請などに取り組んでいます。</p> <p>また、農業関係では、安平町農業・農村振興計画等を策定しながら、地域活性化に向けたあびらクラスターステーション推進機構による事業展開などの取り組みを進めています。</p> <p>このように、現状では、企業、農業、行政などがそれぞれの分野毎に団体を構成し活動していますが、後期基本計画(案)にも記載しているとおり、農業、商業、工業などが横断的に結びつき、新たな取り組みを目指すこととしていきますので、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p> <p>また、まちづくりの振興方策への住民参加等については、まちづくりの進捗状況や課題などを検証するための委員会等の設置について協議する中で検討していきます。</p> <p>※第2章 第1節 1 (1) 農業の振興 P49 (2) 林業の振興 P52  第2章 第1節 2 (2) 地場企業の振興 P56  第2章 第1節 3 (1) 商業の活性化 P58  第2章 第1節 5 (2) 異業種間交流の促進 P67</p>
<p>⑤ ■各主要施策に伴う事業の進め方等に関する事。</p> <p>(1)鉄道文化公園(仮称)の整備検討について</p> <p>「構想内容を踏まえて、関係団体や町民の意見を聞きながら、慎重に検討を進めます。」と記載されているが、具体的に、どの様な形態で行われ、その民意をどの様に判断されるのか明</p>	<p>同様の施設について事例を研究しながら、当町の鉄道文化の継承及び観光の振興を図っていくにあたり、庁舎内においてプロジェクトチームを立ち上げ、構想の策定を進めています。</p> <p>構想策定後、町内における各種団体等から意見を伺い、また、町民の皆様からも意見を募集して鉄道文化公園(仮称)の実施について慎重に検討を進めます。</p> <p>なお、構想内容については、町広報紙等でお示しする予定ですが、時期については未定です。</p>

<p>らかにされたい。また構想内容の開示はいつ頃で、全町民に公表するのか。</p>	<p>※第1章 第1節 3 (1) 公園・緑地の整備 ①P11</p>
<p>(2) 追分認定子ども園の整備検討について</p> <p>整備・検討する中で、運営形態、設置箇所についての町民の意見を募っていくのか伺いたい。</p>	<p>追分地区の保育園や幼稚園の関係もあり、地域で望ましい就学前教育・保育のあり方について、多面的に検討しています。</p> <p>整備検討にあたっては、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p> <p>※第1章 第2節 1 (1) 保育サービスの充実 ②P21  第3章 第1節 2 (1) 就学前教育の充実 ①P82</p>
<p>(3) はやきた子ども園の民営化検討について</p> <p>平成25年度末を目途に一定の方向性を示すと記載されているが、町民とのコンセンサスをどの様に積み重ねていくのか明らかにされたい。</p>	<p>現在、先進地の事例を研究しながら、安平町にとってより良い運営手法について模索をしています。</p> <p>検討にあたって、貴重なご意見として承るとともに利用者を含めた町民の理解や説明など、慎重にとり進めたいと考えます。</p> <p>※第1章 第2節 1 (1) 保育サービスの充実 ③P21  第3章 第1節 2 (1) 就学前教育の充実 ①P82</p>
<p>(4) 選挙公報発行の検討について</p> <p>短い選挙期間で、配布方法、配布日、公報紙の各候補者の主張スペース・掲載順、費用対効果等について、町民とのコンセンサスをとるべきと考えるが如何なものか伺いたい。</p>	<p>選挙公報については、政策判断ができるよう町政に関して候補者の考え方を有権者である町民の皆様に示すことが重要と考えています。</p> <p>また、町長・町議会議員選挙については、選挙期間が短く、ご意見のとおりに、配布方法や掲載スペース、費用対効果など、多くの検討事項があることから、こういった形が安平町にとって良いのか検討していきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (2) 意見表明機会の拡充 ⑤P100</p>
<p>(5) 住民との協働によるまちづくりについて</p> <p>町職員が地域と行政のパイプ役を担い、住民とともに地域づくりを行う「地域サポート制度（仮称）」の創設に向けた検討とあるが、具体的な考え方を伺いたい。また、施行をするときは、各自治会・町内会に説明を行い認識のズレがないように対処されたい。</p>	<p>当制度については、町職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活において地域をサポートしながら、町行政と地域をつなぐパイプ役となり、町民参加と協働のまちづくりを進めていくという制度趣旨ですが、今後具体的な制度検討を行っていく予定です。</p> <p>また、ご意見のとおりに制度創設に際しては、各自治会町内会への周知説明を行いながら進めていきます。</p> <p>※第4章 第1節 1 (1) コミュニティの活性化 ③P95  第4章 第2節 1 (1) 町民との協働のまちづくりの推進 ①P105</p>
<p>(6) 除雪支援制度の普及について</p> <p>「自治会・町内会の元気な高齢者などにより、除雪に困っている高齢者世帯や独居老人を対象とした。」と記載されているが、具体的にどの様な形態で進めようとしているのか説明されたい。</p>	<p>現在、高齢者の冬の生活支援事業や地域支え合い活動推進事業交付金制度において、高齢者・しょうがい者世帯への除排雪支援について取り組んでいます。</p> <p>特に、地域支え合い活動推進事業交付金制度では、手あげ方式となりますが、自治会において高齢者世帯等の除排雪支援を行っている団体があり、このような取組みを普及させながら、地域で支え合う体制が構築されるよう考えています。</p> <p>※第1章 第2節 3 (4) 高齢者福祉と介護保険の充実 ⑤P34</p>
<p>⑥ ■住民参加によるまちづくりの推進に向けて</p> <p>まちづくり基本条例を制定しても、住民参加が高まるものではない。住民参加が効果的に機能しない原因の一つとして、住民参加を中心に政策を行う担当課がなく、各課別に対処している現状がある。住民参加による自治体運営を進めるために、住民参加を組織横断的に専門担当として担う「町民参</p>	<p>町では、町民参加によるまちづくりの推進として、町民自らが講座の企画・立案・運営に携わる事業をはじめ、町民との協働による取り組みを進めています。</p> <p>現在、まちづくり基本条例の制定に向けて進めていますが、条例を制定することが目的ではなく、それぞれの役割分担のもと町民が参画したまちづくりを行うことが最も重要なことだと認識しています。</p> <p>ご意見にありました機能的な行政組織の在り方については、職員の定員適正化計画と整合性を図りながら、長期的な視点に立って検討する必要があります。ご意見にありました機能的な行政組織の在り方については、職員の定員適正化計画と整合性を図りながら、長期的な視点に立って検討する必要があります。あると考えるとともに、住民参加やまちづくりの進捗状況、課題などを検証するための委員会等の設置も含めて検討していきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (3) 住民参画の制度化の推進 P100</p>

<p>加推進課」の設置を提案する。 また、町民参加を浸透させるためには、公平に町民参加状況を評価及び検証する専門担当課が必要である。これにより、町民の声に基づく政策(計画)づくり、財政運営、政策評価、職員研修など庁舎全体が機能すると考える。</p>	<p>第4章 第2節 1 (4) 機能的な行政組織の確立 P106</p>
<p>⑦ ■委員の公募制について</p> <p>政策の説明と理解を求める各審査会、委員会ではなく、次のような委員公募制について検討されたい。</p> <p>各審査会や委員会の委員には、誰もがなれる権利と応じなければならない義務があるという理解と周知が重要です。町内在住の18歳以上の町民を無作為で500人抽出し、その中から公募委員候補者名簿への登録に同意した方などを委員任命する。単純な公募制による「参加のかたより・ひずみ」の問題を解消できると考える。</p>	<p>現在は、一部の委員会において委員公募を行っていますが、統一的な取り扱いは定めていない状況です。</p> <p>また、公募については応募が少ないという課題のほか女性や若年者など幅広い世代の方々が参加できる環境づくりが重要だと考えており、これら課題を含めて公募手法について検討を行っていきます。</p> <p>委員等の公募化に関して検討するにあたって、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (2) 意見表明機会の拡充 ③P100</p> <p>※類似意見として、「審議会委員公募化と女性・若年者委員の参加促進」に関して、現行の募集方法のどこを改善するのか、どの様なコンセプトで検討していくのか、というご意見がありました。</p>
<p>⑧ ■公共施策、大型事業への参画について</p> <p>大きな投資事業に対しては、町民から直接的な意見を聞く必要がある。そこで、無作為により30名程度の町民を抽出し、討議の場を設けることを提案する。</p> <p>これは、「討議型世論調査」として、参加者の合意を求めるものではなく、この討議意見を踏まえて行政や議会の判断材料にするというものである。</p>	<p>町では、住民や地域の代表からの意見や要望、提案を含め町政に反映できるよう「町政懇談会」や「自治会長等会議」を実施しているほか、これまでも大きな事業等については、関係者や関係団体等と意見交換する場を設けたり、各種計画の策定ではパブリックコメントに取り組んでいます。今後については、町民がよりまちづくりへ参加できるよう、町民に対して行政情報を積極的に提供しながら、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図っていきます。</p> <p>また、大型事業等での意向把握の手法については、貴重なご意見として承り、参考とさせていただきます。</p> <p>※第4章 第1節 2 (2) 意見表明機会の拡充 ①P99 ④P100 第4章 第2節 1 (1) 町民との協働のまちづくりの推進 ③P105</p>
<p>⑨ ■読みやすい計画書づくりと職員の意識改革について</p> <p>町民のための計画が、お役所言葉でほとんどの町民が読む気にならない。民間感覚での住民の知恵や意見を広く聞くことも必要。</p> <p>慣例、習慣にとらわれた役場職員の常識では、現状を脱却できない。早急に意識改革が求められる。</p>	<p>総合計画については、コンパクトに、そして少しでも分かりやすく伝わるように心がけながら作成していますが、今後作成する各種計画についても分かりやすい計画書づくりに努めていきます。</p> <p>また、職員の意識改革にあたっては、安平町人材育成基本方針に基づきながら、町民の立場に立って物事を考え地域を支える職員、そして複雑多様化するニーズの解決に自主的、主体的に取り組む職員の育成に努めていきます。</p> <p>※第4章 第2節 1 (6) 職員の意識改革と人材育成 P107</p>

5. 提出意見による計画等の修正部分

修正部分	修正前	修正後	関連意見
<p>第4章 第1節 1 (1) コミュニティの活性化 ③住民との協働によるまちづくり P95</p>	<p>住民とともに地域づくりを行う「地域サポート制度(仮称)」の創設に向けた検討を行います。</p>	<p>住民とともに地域づくりを行う「地域サポート制度(仮称)」の創設に向けた検討を行うとともに、<u>制度創設に際しては、自治会町内会など地域への制度趣旨の説明を丁寧に行いながら進めます。</u></p>	<p>⑤(5)</p>